

9 路線別見直し計画

地区	路線番号	路線名	見直し計画		理由
			計画	内容	
平・好間	3.5.3	菱川北好間線	変更	起点側の一部廃止	(都)上矢田北好間線(国道49号平バイパス)の整備に伴い、平と好間地区を結ぶ幹線道路としての代替機能が確保され、また、起点側の未着手区間は、すでに河川改修により、堤防敷となっており、整備が困難なことから、2級河川新川沿いの区間を廃止し、起点の位置を(都)国道6号線に変更する。
	3.3.102	内郷駅平線	継続	継続	
	3.4.114	小太郎町尼子線	変更	終点側の位置変更(延伸)	(都)菱川北好間線の起点位置の変更(一部区間廃止)により、ネットワークの連続性が確保されなくなるため、終点の位置を(都)国道6号線に変更し、連続性を補完する。
	3.5.130	樋口独古内線	変更	ルート及び終点の変更	(都)上矢田北好間線(国道49号平バイパス)の整備に伴い、未着手区間の整備の必要性が低下したことから、代替機能を有し、49号平バイパスへのアクセス性が高い市道にルートの一部を変更し、終点の位置を(都)上矢田北好間線まで延伸する方向で地域の合意形成を図りながら変更を行う。
	3.6.152	三崎下平窪線	変更	起点側の位置変更(延伸)	(都)菱川北好間線の起点位置の変更(一部区間廃止)により、ネットワークの連続性が確保されなくなるため、起点の位置を(都)内郷駅平線に変更し、連続性を補完する。
	3.6.166	長橋町北目線	変更	ルート及び幅員変更	(都)正内町北目線と連絡し、一体となって平市街地の環状線を構成する重要な幹線であることから、市街地の環境整備と併せて望ましいルートや幅員を検討し、地域の合意形成を図りながら変更を行う。
	3.7.176	下平窪愛谷線	継続	継続	
	3.5.189	下好間愛谷線	継続	継続	
	計(8路線)				
小名浜	3.5.4	勿来泉線	変更	終点の位置変更	本路線は、勿来と泉・常磐地区を結ぶ幹線道路であるが、終点が泉トンネル入口となっているため、都市計画道路のネットワークが確保されていないことから、終点の位置を(都)御代坂下船尾線まで延伸する。
	3.3.101	平磐城線	継続	継続	
	3.5.143	中町境山神北線	継続	継続	
	3.6.148	永崎泉駅前線	継続	継続	
	3.5.149	船引場相子島線	変更	起点側の一部廃止	(都)平磐城線から臨港道路を結ぶ(都)花畑米町線を都市計画決定し、整備することにより、本路線の起点側の代替機能が確保され、将来交通処理等も問題がなく、幹線道路としての整備の必要性が低下することから、起点側の一部を廃止し、起点の位置を(都)平磐城線に変更することにより、現道は地区内道路として機能させる。
	3.6.150	隼人大原線	変更	起点側の一部廃止	(主)小名浜小野線バイパスの整備など周辺幹線道路の整備により、幹線道路としての機能が低下し、現道における現況及び将来交通処理等にも問題がないことから、起点側の一部を廃止し、起点の位置を(都)永崎泉駅前線に変更する。現道は地区内道路として機能させる。
	3.6.174	小名浜四倉線	継続	継続	
	3.6.175	元分下町線	廃止	全線廃止	現在交通量が少なく、主に生活交通に利用されていること、また、(都)平磐城線と臨港道路を結ぶ(都)花畑米町線を都市計画決定し、整備することにより、本路線の代替機能が確保され、将来交通処理等にも問題がないことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。
計(8路線)					
勿来	3.4.111	勿来岩間線	変更	終点側の一部廃止	終点側の概成区間は2車線で整備され、主に地区内道路として交通処理にも支障がなく、整備の必要性が低下したことから、概成区間を廃止し、終点の位置を常磐共同火力発電所前に変更する。
	3.4.120	仁井田佐糠線	変更	終点側の一部廃止	起点側の概成済区間は、現道における現況及び将来交通処理に支障がなく、沿道土地利用を誘導する必要性もなく、整備の必要性が低下したことから、起点側の概成済区間を廃止し、起点の位置を市街化区域境に変更する。
	3.3.121	馬場土取線	継続	継続	
	3.4.123	関田江栗線	継続	継続	
	3.4.124	須賀三枚箴線	変更	起点側の幅員変更	全線の幅員19mになっているが、起点側350m区間は、土地区画整理事業区域外で、既に16mの幅員で整備されており、土地利用も確定し、交通処理等にも支障がないことから、起点側350m区間を幅員19mから16mに変更する。
	3.4.125	勿来停車場川部線	変更	終点側の一部廃止	終点側の未着手区間は、国道289号の整備に伴い、幹線道路としての機能や整備の必要性が低下したことから、終点側を一部廃止し、終点の位置を(都)勿来岩間線に変更する。
	計(6路線)				
常磐	3.4.2	国道6号線	変更	起点の位置変更	起点側の一部区間は、県管理道路の(主)いわき上三坂小野線となっていることから、道路の管理区分に合わせ、起点の位置を(都)御代坂下船尾線(国道6号)に変更する。
	3.5.140	三函吹谷線	変更	終点側の一部廃止	終点側の未着手区間は、並行する(主)いわき石川線により代替機能が確保され、現況及び将来交通処理等も問題がなく、整備の必要性が低下したことから、未着手区間を廃止し、終点の位置を(都)白鳥藤原線に変更する。
	3.5.141	白鳥藤原線	変更	起点及び終点側の一部廃止	起点側の概成済区間は、現道での交通処理等にも支障がなく、沿道の土地利用からも整備の必要性も低下したことから、概成済区間を廃止し、起点の位置を(主)いわき石川バイパスに変更する。また、終点側の一部区間は、いわき石川バイパスの整備により、代替機能が確保され、幹線道路としての機能や整備の必要性著しく低下したことから、終点側の一部区間を廃止し、終点の位置をいわき石川バイパスに変更する。
	3.6.146	八仙上浅貝線	廃止	全線廃止	現在事業中の(都)台山水野谷町線により代替機能が確保され、現道における将来交通処理等も問題がないことから、全線廃止し、現道は地区内生活道路として機能させる。

地区	路線番号	路線名	見直し計画		理由
			計画	内容	
常磐	3.6.154	傾城高倉線	変更	ルート及び終点の位置の変更	市道宝海斑堂線の整備に伴い、常磐道いわき湯本ICへのアクセスが向上し、整備の必要性が低下したことから、ルートを市道宝海斑堂線沿って変更し、併せて終点の位置を(都)下船尾藤原線まで延伸し、現道は地区内道路として機能させる。
	3.6.155	三函線	廃止	全線廃止	市道三函・吹谷線など本路線周辺の幹線道路の整備により、生活交通が主な利用となり、現道における現況及び将来交通処理等に問題がないため、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。
	3.7.178	上ノ台小野田線	廃止	全線廃止	本路線の利用は団地内の生活交通が主となり、現道における現況及び将来交通処理等にも問題がなく、幹線道路としての役割や整備の必要性が低下したことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。
	3.7.179	湯台堂長倉線	廃止	全線廃止	市道宝海斑堂線や住宅団地内道路の整備により、本路線の利用は団地内の生活交通が主となり、現道における現況及び将来交通処理等にも問題がなく、幹線道路としての役割や整備の必要性が低下したことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。
	3.7.180	三函山ノ神線	変更	起終点及びルートの一部変更	本路線に並行する市道三函・山ノ神線の整備により、機能代替性が確保され、現況及び将来交通処理等も問題がなく、整備の必要性が低下したことから、代替機能を有する1級市道三函山ノ神線と三函9号線に沿ってルートを変更し、併せて起点及び終点の位置を変更する。
	3.5.193	上湯長谷白鳥線	継続	継続	
	3.7.207	竜ヶ沢上浅貝線	廃止	全線廃止	現在事業中の(都)台山水野谷町線により代替機能が確保され、現道における現在及び将来交通処理等も問題がないことから、全線廃止し、現道は地区内生活道路として機能させる。
	計(11路線)				
内郷	3.5.139	内町御台境線	変更	ルート変更	起点側の未着手区間については、2級河川新川の河川改修計画や内郷駅西側交通広場へのアクセス等を踏まえて、望ましいルートを選定し、地域の合意形成を図りながら変更を行う。
	3.6.169	高坂白水線	継続	継続	
	3.6.170	竹の内代線	廃止	全線廃止	本路線と並行する(主)小名浜小野線の整備により、本路線の利用は生活交通が主となり、現在及び将来における交通処理等にも問題がなく、整備の必要性が低下したことから、全線廃止し、現道は地区内道路としての機能を確保する。
	3.6.171	滝町田線	廃止	全線廃止	本路線の利用は生活交通が主であり、現在及び将来における交通処理等にも問題がなく、整備の必要性が低下したことから、全線廃止し、現道は地区内道路としての機能を確保する。
	3.6.172	榎下平太郎線	継続	継続	
	3.6.173	一之坪金坂線	変更	ルート及び終点側の一部廃止	終点側の未着手区間は、国宝白水阿弥陀堂の敷地内を通過し、重要文化財の保全上整備が困難であり、また、並行する市道宮沢・蛭内線により、機能代替性が確保され、現況及び将来交通処理等に問題がないため、ルートを1級市道白水高野線に変更し、終点の位置を市街化区域境に変更する。
計(6路線)					
四倉・久之浜	3.5.128	久之浜港線	変更	起点の位置変更(延伸)	(主)久之浜停車場線の整備効果を生かし、交通結節点であるJR久之浜駅とのアクセス強化を図るため、起点の位置を久之浜駅前に変更する。
	3.5.129	上仁井田戸田線	変更	終点側の一部廃止	JR常磐線東西を連絡し、主に梅ヶ丘団地のアクセス交通を処理すること、また、終点側の一部は市街化調整区域で土地利用誘導の必要性が無いことから廃止し、終点の位置を市道との交差点に変更する。
	3.6.153	第二港線	廃止	全線廃止	国道6号と久之浜港を連絡する交通量は、漁業の衰退に伴い減少し、並行する(都)久之浜港線で円滑に処理できることから、整備の必要性が低くなったので全線廃止とする。
	3.6.157	停車場北線	廃止	全線廃止	(主)久之浜停車場線の整備により、国道6号とのアクセス性が向上し、整備の必要性が低くなったことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。
	3.6.158	停車場南線	廃止	全線廃止	(主)久之浜停車場線の整備により、国道6号とのアクセス性が向上し、整備の必要性が低くなったことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。
	3.6.159	駅前中町線	変更	起点側の一部廃止	(主)久之浜停車場線の整備により、国道とのアクセスが向上し、整備の必要性が低下したことから、(都)停車場南線の全線廃止と併せ、起点側を一部廃止し、起点の位置を(都)国道6号線に変更する。
	3.6.160	後原南町線	廃止	全線廃止	現況及び将来とも交通量が減少し、幹線道路としての整備の必要性が低下したことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。
	3.6.161	賤北田線	変更	道路区分の変更	本路線に平行している(都)国道6号が幹線道路としての機能を果たし、円滑に交通処理が行われているため、現在は、幹線道路としての役割が低下し、地域内交通が主であることから、道路区分を区画街路に変更する。
	3.6.162	志津線	廃止	全線廃止	国道6号の4車線拡幅整備に伴い、本路線の利用は生活交通が主となり、交通処理にも支障が無く、整備の必要性が低下したことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。
	3.6.163	新町戸田線	変更	ルート及び終点の変更	本路線の終点側には、一部車の通行不能区間があるが、(主)小野四倉線の整備に伴い拡幅整備の必要性が著しく低下したことから、代替機能を有する(主)小野四倉線にルートを変更し、併せて、終点の位置を(都)栗木作小山田線まで延伸する。
	3.6.164	駅前蜷川第2号線	変更	終点側の一部廃止	将来交通量が減少し、幹線道路としての整備の必要性が低下したこと、また、国道6号へのアクセスは並行する現道(市道東三丁目8号線)で円滑に処理できることから、終点側の一部を廃止し、終点の位置を(都)原田地引線に変更する。
	3.6.165	原田地引線	変更	起点側の一部廃止	国道6号から四倉市街地へのアクセス交通は、(都)駅前蜷川1号線(県道四倉停車場線)で円滑に処理され、国道6号からのアクセス路線としての整備の必要性が低下したことから、起点側の一部を廃止し、起点の位置を(都)駅前蜷川1号線に変更する。
計(12路線)					